平成２１年（フ）第１２８号
兵庫県小野市中町309番地の２　中町団地502
債務者　服部千登世
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３９７号
香川県木田郡三木町大字平木字荒木518番地２、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字氷上2711番地９
債務者　壷井　徹夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４１号
香川県高松市高松町５番地17、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字上高岡877番地２
債務者　篠嵜　純一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１７６号
長崎県諫早市多良見町化屋832番地２、前住所長崎県諫早市多良見町囲454番地２
債務者　八窪　和明
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
長崎県諫早市多良見町化屋832番地２、前住所長崎県諫早市多良見町囲454番地２
債務者　八窪美佐子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
長崎県大村市玖島２丁目415番地１　ドルムント岩船Ａ棟101号、前住所長崎県大村市玖島３丁目702番地１　コーポかたまち２棟―102
債務者　尾﨑　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
長崎県大村市玖島２丁目415番地１　ドルムント岩船Ａ棟101号、前住所長崎県大村市玖島３丁目702番地１　コーポかたまち２棟―102
債務者　尾﨑　利恵
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
長崎県諫早市森山町田尻2217番地３、前住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目10番11―２号メゾン鎌ヶ谷203
債務者　溜　賢一郎
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
長崎県諫早市高来町町名196番地13
債務者　小﨑　智美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
長崎県諫早市小川町1255番地１　ハイムＵⅡ―116号、前住所長崎県諫早市森山町田尻1021番地３
債務者　崎山　　大
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
長崎県諫早市城見町39番33号　田中アパート１号
債務者　野口　直子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
長崎県大村市田下町957番地３
債務者　澁谷　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
長崎県大村市竹松町935番地、前住所長崎県大村市協和町645番地１　メゾン協和101号
債務者　福田　芳子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
長崎県大村市玖島２丁目400番地１、前住所大分県杵築市大字猪尾974番地１　エステート杵築Ｄ205
債務者　髙田　開己
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
長崎県諫早市泉町29番７号
債務者　入口　正祥
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
長崎県諫早市泉町29番７号
債務者　入口　　都
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
長崎県大村市協和町646番地７　大村ハイツ17号室、前住所長崎県大村市宮小路２丁目207番地６
債務者　浦山　貴史
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係